

【1993年3月25日】国民健康保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
衆議院厚生委員会

国民健康保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成五年三月二十五日

衆議院厚生委員会

政府は、次の事項について、適切な処置を講ずべきである。

- 一 今回の措置によって、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、所要の地方財政措置を遺漏なく講じること。
- 二 今回の制度改正が二年間の暫定措置であることにかんがみ、構造的問題を抱える国民健康保険制度の長期的安定を図るため、国と地方の役割の在り方を含め、国民健康保険制度の抜本的な見直しを行うこと。
- 三 地域保険としての国保の特性にかんがみ、市町村における保健・医療・福祉の総合的推進を図る観点から、ゴールドプランの積極的支援等保健施設事業の充実強化に努めること。
- 四 引続き保険料負担の平準化に努めるとともに、地域の実情に応じた医療費適正化対策等を総合的に推進し、医療費の地域間格差の是正に努めること。
- 五 高齢化の進展や国民の保健医療ニーズの高度化・多様化の状況等を踏まえ、医療保険制度全体の見直しを行うとともに、給付と負担の公平化のための一元化に向けた取組みを進めること。